

居宅サービス  
介護予防生活支援サービス事業  
利用契約書

社会福祉法人 あかね  
(杁園)

令和 年 月 日	氏名
----------	----

# 「介護予防生活支援サービス事業」「居宅サービス」利用契約書

～介護予防生活支援サービス（通所型サービス）～

～通所介護～

～短期入所生活介護～

～介護予防短期入所生活介護～

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という）と、社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、利用者が全園（以下「事業所」という）において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及び各自治体が定める総合事業の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的とし、利用者に対する介護予防生活支援サービス・居宅サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定期間である令和 年 月 日までとする。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要支援・要介護状態区分変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要支援・要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に利用者の要支援・要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

## 第3条（当事業所の提供サービス）

- 1 介護保険給付対象サービス
  - ① 入浴
  - ② 排泄
  - ③ 健康管理
  - ④ 送迎
  - ⑤ 通所介護における個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上、若年性認知症ケア
  - ⑥ 介護予防生活支援サービス（通所型サービス）における運動器機能向上、生活機能向上グループ活動、栄養改善、口腔機能向上
  - ⑦ 介護予防生活支援サービス（訪問型サービス）・訪問介護における入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買物等の家事援助
- 2 介護保険給付及び総合事業対象外サービス
  - ① 食事（昼食・フリードリンク等ドリンク類、プロテイン・お弁当）
  - ② 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

- ③複写物の交付（1枚10円）
- ④レクリエーション・クラブ活動にかかる材料費
- ⑤日常生活品等の購入費
- ⑥その他、利用者が希望するオプションサービス
- ⑦介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護における滞在費

#### 第4条（利用料金の支払）

- 1 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
- 2 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。  
※事業対象者は除く
- 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更する。
- 4 サービス利用料金は原則、1ヶ月ごとの請求とする。

#### 第5条（契約の終了）

- 1 契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所と契約は終了する。
  - ①利用者が死亡した場合
  - ②要支援・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - ③利用者から解約の申し出があった場合
  - ④事業者から解約を申し出た場合
  - ⑤3ヶ月以上介護保険施設へ入所した場合（介護予防短期入所・短期入所生活介護を除く）

#### 第6条（利用者からの契約解除）

- 1 契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者に指定の解約届出書を提出するものとする。
- 2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約の一部又は全部を解約することができる。
  - ① 介護保険給付及び総合事業対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
  - ② 利用者が入院した場合
  - ③ 利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画が変更された場合

#### 第7条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- ② 利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延した場合。
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす又は重大な自傷行為等を繰り返す等、当施設の利用が難しいと判断された場合。

## 第8条（契約の一部が解約又は解除された場合の関連条項の失効）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとする。

## 第9条（代理人の指定）

利用者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約における利用者の権利義務にかかる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

記

住所

氏名

利用者との続柄

連絡先

## 第10条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他利用者に関する一切の事項について、利用者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、利用者または身元引受人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、利用者または身元引受人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

## 第11条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約から生じる利用者の利用料等の経済的な債務一切を利用者と連帶して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る極度額 6,500,000 円を限度とする。  
利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担、退所後の利用者の受入先を確保するなどの責任を負う。
- 2 利用者が入所中に死亡した場合、その遺体や残置品の引き取り等の処理については、身元引受人がその責任で行う。また、利用者が死亡していない場合でも、契約終了後、当施設に残された利用者の残置物を利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人がこれを引き取ることとする。引き取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元引受人が負担する。
- 3 身元引受人が死亡した場合や破産宣告をうけた場合には、新たな身元引受人をたてることとする。

<2023年7月15日改定>

事業者は利用契約書及び重要事項説明書に基づいて利用に関する説明を行い、双方確認の上、介護予防生活支援サービス・居宅サービスの提供に同意し、契約します。契約を証するため、本書を2通作成し、利用者・事業者・身元引受人が署名の上、利用者・事業者が各1通を保有するものとする。

利用事業にチェックを記載する。

- |  |    |   |   |   |
|--|----|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護            | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護                | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 介護予防生活支援サービス事業(通所型サービス) | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 通所介護                    | 令和 | 年 | 月 | 日 |

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

<事業者>

所在地 尼崎市神田北通1丁目2番

事業者名 社会福祉法人 あかね

代表者名 理事長 松本 真希子

利用者は署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代行します。

<署名代行者>

住所

氏名

利用者との続柄

<身元引受人>

住所

氏名

利用者との続柄

電話番号

FAX番号

携帯電話番号

## 「介護予防生活支援サービス事業」・「居宅サービス」重要事項説明書

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 あかね  
(2) 法人所在地 尼崎市神田北通 1 丁目 2 番  
(3) 電話番号及びFAX番号 (06-7670-2288)(06-6430-0450)  
(4) 代表者氏名 理事長 松本 真希子  
(5) 設立年月日 平成 7 年 3 月 13 日

### 2. 利用施設 (※指定介護老人福祉施設 ガーデンに併設)

#### (1) 施設の種類

指定介護短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

令和 5 年 7 月 15 日指定 県 2873013912

指定介護予防通所介護事業所 : 事業所番号 2873013920

指定通所介護事業所 : 事業所番号 2873013920

#### (2) 施設の名称

杏園

#### (3) 施設の所在地

兵庫県尼崎市三反田町 3 丁目 3-16

<交通機関> JR「立花」駅 徒歩 16 分

#### (4) 電話番号及びFAX番号

(06-4950-5955)(06-6423-0130)

#### (5) 施設責任者氏名

土橋 直輝

#### (6) 開設年月日

指定介護予防短期入所生活介護・介護予防通所介護・通所介護

令和 5 年 7 月 15 日

指定介護短期入所生活介護・介護予防生活支援サービス事業 (通所型サービス)

令和 5 年 7 月 15 日

#### (7) 営業日及び営業時間

	介護予防 短期入所生活介護 ・ 短期入所生活介護	介護予防生活支援サービス事業 (通所型サービス) 通所介護 (デイサービス)
受付時間		月曜日～日曜日 9:00～18:00
サービス 提供時間	24 時間	月曜日～日曜日 9:45～17:00 (1月 1 日・2 日は休業日)

### (8)利用定員

介護予防短期入所・短期入所生活介護

空床利用型 ユニット数 2

### ユニットごとの利用定員

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（入居定員10名以内）

介護予防生活支援サービス事業（通所型サービス）・ 通所介護

月～日曜日 25 人

### 3. 事業実施地域

尼崎市、西宮市の一帯地域、伊丹市の一帯地域、大阪市の一帯地域

#### 4. 事業の目的及び運営方針

- (1) 居宅サービスに該当する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
  - (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - (3) 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

## 5. サービス提供における事業者の義務

- ①利用者の体調悪化等の緊急時は、速やかに医師や家族への連絡をとり、適切な対処をする。
  - ②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付する。(1枚につき 10円)
  - ③事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。(守秘義務) ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する。
  - ④事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## 6. 職員の配置状況

### ○短期入所・介護予防通所介護・通所介護

職種	短期入所	通所介護
	※介護老人福祉施設と一体配置	
1. 施設長（管理者）	1名（兼務）	1名（兼務）
2. 介護職	7名以上	4名
3. 生活相談員	1名（兼務）	2名以上（兼務）
4. 看護職員	1名以上	1名以上（兼務）
5. 機能訓練指導員	1名以上	2名以上
6. 介護支援専門員	1名	
7. 医師	1名	
8. 管理栄養士	1名以上（兼務）	1名以上（兼務）

## 7. 利用料金の支払

(1) 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとする。

但し、利用者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び介護サービス計画が作成されていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとする。(要支援・要介護認定後または介護サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される。(償還払い))

(2) サービス利用料金は下記にしたがって支払うものとする。

① 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護においては1ヶ月ごとに支払うものとする。

② 介護予防通所介護・通所介護においては1ヶ月ごとに請求する。

③ 支払い方法は以下のとおりである

・ゆうちょ銀行自動引落：毎月25日に指定口座から自動引落。残高不足の場合、月末に再引落。引落手数料10円は利用者負担。

・集金代行自動引落：毎月27日に指定口座から自動引落。引落手数料88円は利用者負担。残高不足であっても、引落手数料は請求する。

なお、自動引落日が金融機関の休日である場合、次営業日に引落される。

・振込：翌月20日までに下記口座に振込にて支払う。振込手数料は利用者負担。

三菱UFJ銀行 尼崎駅前支店 普通預金 0100922
名義人 社会福祉法人あかね

・現金：翌月20日までに施設窓口にて支払う。振込手数料は利用者負担。

(3) 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。

※事業対象者は除く

## 8. 利用の中止・変更・追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出るものとする。
- (2) 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として利用者は下記の料金を支払うものとする。

### 介護予防生活支援サービス事業（通所型サービス）

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ①利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料           |
| ②利用予定日の当日に申し出があった場合   | 食事代（ドリンク等含む） |

### 通所介護

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ①利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料                   |
| ②利用予定日の当日に申し出があった場合   | 自己負担分全額+食事代（ドリンク等含む） |

### 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

- |                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| ①利用予定日の前々日までに申し出があった場合        | 無料                  |
| ②利用予定日の前日（18:00迄）に申し出があった場合   | 自己負担分の50%+食事1日分+滞在費 |
| ③利用予定日の前日（18:00～）当日に申し出があった場合 | 自己負担分全額+食事1日分+滞在費   |

## 9. サービス利用料等の変更について

介護保険制度及び各自治体の総合事業の改正等によりサービス利用料等の変更があった場合は、利用者に対し変更となる内容について文書により通知し、利用者の署名、捺印を得ることで変更とする。

## 10. 当事業所の通常実施地域外の送迎における費用

### 交通費

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 事業所から、片道おおむね1キロメートル毎 | 100円 |
|----------------------|------|

## 11. 提供サービスの中止・変更

心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等の利用者の置かれている環境により、利用者からの要望があっても、サービスの提供を中止又は、サービス内容の変更することがある。

## 12. サービスの利用に関する留意事項

故意または重大な過失によって、施設、設備を破損等した場合には、利用者が自己負担により原状に復する、又は相当の代価を支払う。

又、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘を禁止する。

## 13. 損害賠償について

1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失があり、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

2) 当施設において、利用者に生じた、加齢に伴う事故（皮膚脆弱による剥離、内出血、転倒、誤嚥など）、認知症を原因とする事故（異食、通常の場所から離れる、他利用者への暴言暴力等）においては、通常の範囲内を超えるものに関して、一切の関与を行わない。

また、利用者に生じた事象により、通常の配置に加えて人員の配置が必要となった場合においては、必要経費を請求する場合がある。

#### 15. 利用者・家族・その他関係者の禁止行為について

1) 利用者または、家族など関係者の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為（社会通念を超えたと思われる苦情など）

2) スタッフに対する暴力、暴言、無理な要求、恐喝、物を投げつける、などのハラスメント行為や、体を触る、手を握る、性的な言動、などのセクシャルハラスメント行為、ストーカー行為など。

3) スタッフの個人情報を脅かす行為。（スタッフに無断で音声や動画の録画を行い、それを断りなしにSNSなどに掲示する。スタッフ個人の携帯、住所などの聞き出しなど）

4) スタッフ個人への金品の受け渡し。

1) から4)について、改善の見込みがない場合、事業者は利用契約書第7条に基づき利用契約の全部または一部を解約することができる。

#### 16. 相談窓口について

##### <当施設におけるご相談>

受付時間 10:00～18:00（月～金）  
相談責任者 土橋 直輝（施設責任者）

居宅サービス担当 ショートステイ担当：作本 美紗  
デイ担当：土橋 直輝  
電話 06-4950-5955  
第三者委員 大森 剛 西村 恒子  
電話 06-7670-2288

##### <行政機関その他相談受付機関>

○国民健康保険団体連合会 所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1801  
電話番号 078-332-5617 FAX番号 078-332-5650  
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○尼崎市介護保険事業担当課 所在地 尼崎市東七松町1-23-1  
電話番号 06-6489-6922  
受付時間 9:00～17:30（月～金）

## 介護予防サービス利用料

### ○介護予防短期入所生活介護費【ショートステイ】

- 1 介護保険給付で定められたサービス負担分（1回利用単位）
  - ・併設型ユニット型予防短期入所生活介護費（I）ユニット型個室
    - 要支援1 529単位
    - 要支援2 656単位
    - ・送迎加算（片道） 184単位
    - ・緊急短期入所受入加算 90単位
    - ・若年性認知症利用者受入加算 120単位
    - ・短期生活処遇改善加算 月総単位数×13.20%
- 2 滞在費・食費
  - ・滞在費（1日）
    - ユニット型個室 3,500円
  - ・食費（第4段階の方に限り食費は以下の通りです）
    - 朝食 660円 昼食 940円 夕食 980円

#### 計算式

1のうち利用した月総単位 …… A

2のうち利用した項目の月額 …… B

(A×地域単価 10.55円×10%) + B = 利用者自己負担額

### ○ 介護予防生活支援サービス事業費（デイサービス）

- 1 各自治体の総合事業で定められたサービス負担分（月利用単位）

- ・介護予防生活支援サービス事業費（通所型サービス）
  - 事業対象者 1,258単位
  - 要支援1 1,572単位
  - 要支援2（週1回程度） 1,937単位
  - 要支援2（週2回程度） 3,218単位
- ・送迎減算
  - 事業対象者 -160単位
  - 要支援1 -200単位

要支援2（週1回程度）	－245単位
要支援2（週2回程度）	－410単位

・入浴加算

事業対象者	80単位
要支援1	100単位
要支援2（週1回程度）	120単位
要支援2（週2回程度）	210単位

・生活機能向上グループ活動加算 100単位

・運動器機能向上加算 225単位

・栄養改善加算 150単位

・口腔機能向上加算 150単位

・若年性認知症利用者受入加算 240単位

・科学的介護推進体制加算 40単位/月

・サービス提供体制強化加算（I）

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 72単位

事業対象者・要支援2（週2回程度） 144単位

・サービス提供体制強化加算（II）

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 48単位

事業対象者・要支援2（週2回程度） 96単位

・サービス提供体制強化加算（III）

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） 24単位

事業対象者・要支援2（週2回程度） 48単位

・事業所評価加算 120単位

・介護職員処遇改善加算Ⅰ 月総単位数×5.9%

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 月総単位数×1.0%

・ベースアップ等支援加算 月総単位数×1.1%

※サービス提供体制強化加算は以下の基準に適合した場合において加算される。

I・・・介護福祉士が70%以上配置

勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置

II・・・介護福祉士が50%以上配置

III・・・介護福祉士が40%以上配置

7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置

※ 事業所評価加算は厚生労働大臣が定める基準に適合した場合において、評価対象期間の満了日に属する年度の次年度に限り1月につき加算される。

## 2 総合事業で定められていないサービス負担分

- ・食費（昼食 940円）※1日当たり
- ・ドリンクセット（スマージー・フリードリンク・プロテインドリンク）（410円）  
※1日当たり
- ・レクリエーション・クラブ活動 材料費等実費分
- ・オムツ代 実費相当額
- ・全額自己負担での利用費 \*2を参照
- ・その他のサービス

\*介護保険負担割合証が1割負担の方

### 計算式

$$\begin{aligned} 1 \text{ のうち利用した月総単位} & \cdots \cdots A \\ 2 \text{ のうち利用した項目の月額} & \cdots \cdots B \\ (A \times \text{地域単価 } 10.45 \text{ 円} \times 10\%) + B & = \text{利用者自己負担額} \end{aligned}$$

\*介護保険負担割合証が2割負担の方

### 計算式

$$\begin{aligned} 1 \text{ のうち利用した月総単位} & \cdots \cdots A \\ 2 \text{ のうち利用した項目の月額} & \cdots \cdots B \\ (A \times \text{地域単価 } 10.45 \text{ 円} \times 20\%) + B & = \text{利用者自己負担額} \end{aligned}$$

## \*2 全額自己負担での利用費

### 計算式 (要支援1)

$$\begin{aligned} 1 \text{ のうち利用した月総単位} & \cdots \cdots A \\ (A \times \text{地域単価 } 10.45 \text{ 円}) \div 4 \times \text{利用回数} + * \text{で計算した額} & = \\ & \text{利用者自己負担額} \end{aligned}$$

### (事業対象者・要支援2)

$$\begin{aligned} 1 \text{ のうち利用した月総単位} & \cdots \cdots A \\ (A \times \text{地域単価 } 10.45 \text{ 円}) \div 8 \times \text{利用回数} + * \text{の } B & = \\ & \text{利用者自己負担額} \end{aligned}$$

## 居宅サービス利用料

### ○ 短期入所生活介護費【ショートステイ】

#### 1 介護保険給付で定められたサービス負担分（1回利用単位）

- ・併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）ユニット型個室
- 要介護 1 704単位
- 要介護 2 772単位
- 要介護 3 847単位
- 要介護 4 918単位
- 要介護 5 987単位
- ・送迎加算（片道） 184単位
- ・看護体制加算Ⅰ 4単位
- ・看護体制加算Ⅱ 8単位
- ・緊急短期入所受入加算 90単位
- ・若年性認知症利用者受入加算 120単位
- ・短期生活処遇改善加算 月総単位数×13.20%

#### 2 滞在費・食費

- ・滞在費（1日）

ユニット型個室 3,500円

- ・食費（第4段階の方に限り食費は以下の通りです）

朝食 660円 昼食 940円 夕食 980円

\*介護保険負担割合証が1割負担の方

#### 計算式

1のうち利用した月総単位	・・・ A
2のうち利用した項目の月額	・・・ B
(A×地域単価 10.55円×10%) + B = 利用者自己負担額	

\*介護保険負担割合証が2割負担の方

#### 計算式

1のうち利用した月総単位	・・・ A
2のうち利用した項目の月額	・・・ B
(A×地域単価 10.55円×20%) + B = 利用者自己負担額	

\*介護保険負担割合証が3割負担の方

#### 計算式

1のうち利用した月総単位 · · · A

2のうち利用した項目の月額 · · · B

(A × 地域単価 10.55 円 × 30%) + B = 利用者自己負担額

\*単位数での計算と金額（円）での計算では、国の基準計算方法（端数処理）により自己負担額に若干の誤差が発生します。

○ 通所介護費（デイサービス）

1 介護保険給付で定められたサービス負担分（1回利用単位）

・通所介護費

通常規模 《所要時間 8時間以上9時間未満》

要介護 1	6 6 6 単位
要介護 2	7 8 7 単位
要介護 3	9 1 1 単位
要介護 4	1 0 3 6 単位
要介護 5	1 1 6 2 単位

通常規模 《所要時間 7時間以上8時間未満》

要介護 1	6 5 5 単位
要介護 2	7 7 3 単位
要介護 3	8 9 6 単位
要介護 4	1 0 1 8 単位
要介護 5	1 1 4 2 単位

通常規模 《所要時間 3時間以上4時間未満》

要介護 1	3 6 8 単位
要介護 2	4 2 1 単位
要介護 3	4 7 7 単位
要介護 4	5 3 0 単位
要介護 5	5 8 5 単位

・入浴介助加算 I	4 0 単位
・入浴介助加算 II	5 5 単位
・個別機能訓練加算 I イ	5 6 単位
・個別機能訓練加算 I ロ	8 5 単位
・個別機能訓練加算 II	2 0 単位/月
・口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回を程度)	2 0 単位/回

・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6月に1回を程度）	5単位/回
・口腔機能向上加算Ⅰ（3月以内月2回まで）	150単位/回
・口腔機能向上加算Ⅱ（3月以内月2回まで）	160単位/回
・栄養アセスメント加算	50単位/回
・栄養改善加算（3月以内月2回まで）	200単位/回
・ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月
・ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月
・生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月
・生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月
・科学的介護推進体制加算	40単位/月
・若年性認知症利用者受入加算	60単位
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
・サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
・サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
・介護職員処遇改善加算Ⅰ	月総単位数×5.9%
・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	月総単位数×1.0%
・ベースアップ等支援加算	月総単位数×1.1%

※ サービス提供体制強化加算は以下の基準に適合した場合において加算される。

I・・・介護福祉士が70%以上配置

勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置

II・・・介護福祉士が50%以上配置

III・・・介護福祉士が40%以上配置

7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置

## 2 介護保険給付で定められていないサービス負担分

・食費（昼食 940円）※1日当たり	
・ドリンクセット（スマージー・フリードリンク・プロテインドリンク）（410円）	
※1日当たり	
・レクリエーション・クラブ活動	材料費等実費分
・オムツ代	実費相当額
・全額自己負担での利用費	*2を参照
・その他のサービス	

\*介護保険負担割合証が1割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 ..... A

2のうち利用した項目の月額 ..... B

(A×地域単価 10,450円×10%) +B = 利用者自己負担額

\*介護保険負担割合証が2割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 ··· A

2のうち利用した項目の月額 ··· B

(A×地域単価 10,450円×20%) +B = 利用者自己負担額

\*2 全額自己負担での利用費

計算式

1のうち利用した月総単位 ··· A

(A×地域単価 10,450円) + \*のB = 利用者自己負担額

介護予防生活支援サービス事業・居宅サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者

本書面により貴事業所から重要事項の説明を受け、介護予防生活支援サービス事業・居宅サービスの提供開始に同意します。また、事業者が、介護保険法及び各自治体の定める総合事業に関する法令に従い、私の介護予防生活支援サービス事業・居宅サービス計画に基づき、指定介護予防サービス・指定居宅サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議他、必要に応じて医療・保健・他の福祉施設・機関・行政において、必要な個人情報を使用することに同意します。

令和      年      月      日

<利用者>

住所

氏名

利用者は署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代行します。

<署名代行者>

住所

氏名

(利用者との関係・続柄 )